

2025年8月28日

各位

会社名 ミネベアミツミ株式会社
代表者名 代表取締役 会長 CEO 貝沼 由久
(コード番号: 6479 東証プライム市場)
問合せ先 広報・IR室長 小峯 康生
(TEL 03-6758-6703)

(変更)「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

ミネベアミツミ株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社芝浦電子(証券コード: 6957、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2025年5月2日より開始しております。

今般、YAGEO Electronics Japan 合同会社が、同社が実施している対象者の普通株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格を、2025年8月21日付で6,635円へと、2025年8月23日付で7,130円へと変更することを決定したことに伴い、公開買付者が2025年5月2日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年5月14日付、2025年5月22日付、2025年6月4日付、2025年6月17日付、2025年6月27日付、2025年7月10日付、2025年7月16日付、2025年7月28日付、2025年8月1日付及び2025年8月14日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年5月2日付公開買付開始公告(2025年5月22日付、2025年6月4日付、2025年6月17日付、2025年6月27日付、2025年7月10日付、2025年7月16日付、2025年7月28日付、2025年8月1日付及び2025年8月14日付の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、当該公開買付届出書の訂正届出書を2025年8月28日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025年5月1日付「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2025年5月14日付で公表した「(訂正)株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ)、2025年5月22日付で公表した「(変更)株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ、2025年6月4日付で公表した「(変更)株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ、2025年6月17日付で公表した「(変更)株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ、2025年6月27日付で公表した「(変更)株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ、2025年7月10日付で公表した「(変更)株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ、2025年7月16日付で公表した「(変更)株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ、2025年7月28日付で公表した「(変更)株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ、2025年8月1日付で公表した「(変更)株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」並びに2025年8月14日付で公表した「(変更)株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」で訂正された事項を含み、以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。)の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

I. 公開買付開始プレスリリースの訂正内容

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

6,200円という本公開買付価格は、YAGEO 公開買付価格と同額であること、2025年8月1日付でYAGEO 公開買付けに係る外為法上の待機期間が同年9月1日まで再延長されたことが反映された同年8月4日以降の対象者株式の市場株価は上回っていること、特に、本訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値は5,860円であり、それに対して5.80%のプレミアムを加えた価格であること、さらに、YAGEO 公開買付けには上記のとおり実現可能性に重大な疑義が生じている一方、本公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、本公開買付けの実現可能性に関して疑義を生じさせる特段の事情はなく、対象者株主は6,200円という本公開買付価格で少しでも早期に対象者株式を売却することができることを勘案すると、対象者株主にとって十分魅力的な水準であると公開買付者は考えております。

<中略>

以上を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの成立確度を高め、これによって、本応募合意株主を含む売却希望株主に対し、対象者株式について、公開買付期間中に本公開買付けに応募し、YAGEO 公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じていると考えられる現状から可能な限り早期に売却する機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定いたしました。なお、変更後の本公開買付価格である6,200円は、本訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,860円に対して5.80%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,007円に対して3.21%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,013円に対して3.11%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,472円に対して13.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

<中略>

対象者は、2025年8月14日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025年8月14日開催の取締役会において、2025年8月14日時点における対象者の意見として、取締役全員の一致により、引き続き、本公開買付けに対して賛同の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者及び本特別委員会としては、本公開買付価格の6,200円は、対象者及び本特別委員会が取得した第三者算定機関からの株式価値算定書の算定結果を踏まえても、対象者の少数株主が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

6,200円という本公開買付価格は、2025年8月14日時点で、YAGEO 公開買付価格と同額であること、2025年8月1日付でYAGEO 公開買付けに係る外為法上の待機期間が同年9月1日まで再延長されたことが反映された同年8月4日以降の対象者株式の市場株価は上回っていること、特に、2025年8月14日付訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値は5,860円であり、それに対して5.80%のプレミアムを加えた価格であること、さらに、YAGEO 公開買付けには上記のとおり実現可能性に重大な疑義が生じている一方、本公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、本公開買付けの実現可能性に関して疑義を生じさせる特段の事情はなく、対象者株主は6,200円という本公開買付価格で少しでも早期に対象者株式を売却することができることを勘案すると、対象者株主にとって十分魅力的な水準であると公開買付者は考えております。

<中略>

以上を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの成立確度を高め、これによって、本応募合意株主を含む売却希望株主に対し、対象者株式について、公開買付期間中に本公開買付けに応募し、YAGEO 公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じていると考えられる現状から可能な限り早期に売却する機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定いたしました。なお、変更後の本公開買付価格である6,200円は、2025年8月14日付訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,860円に対して5.80%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,007円に対して3.21%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,013円に対して3.11%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,472円に対して13.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

<中略>

対象者は、2025年8月14日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025年8月14日開催の取締役会において、2025年8月14日時点における対象者の意見として、取締役全員の一致により、引き続き、本公開買付けに対して賛同の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者及び本特別委員会としては、本公開買付価格の6,200円は、対象者及び本特別委員会が取得した第三者算定機関からの株式価値算定書の算定結果を踏まえても、対象者の少数株主が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えているとのことです。

その後、YAGEO Electronics Japan 合同会社は、YAGEO 公開買付価格を、2025年8月21日付で6,635円へと、2025年8月23日付で7,130円へと変更することを決定しており、2025年8月27日付で、外為法上の承認について、遅くとも同年9月10日までに取得できる見込みである旨を公表しているところ、公開買付者は、2025年8月21日以降は本公開買付価格とYAGEO 公開買付価格が同額であるか否かという点につき、法第27条の8第2項に基づき、対象者株主の皆様に対する十分な情報提供を行うため、2025年8月28日付で本訂正届出書を提出することといたしました。本訂正届出書の提出に伴い、令第13条第2項第2号イに基づき、2025年8月28日付で、公開買付期間は、2025年9月11日まで延長され、合計91営業日となっております。

なお、2025年8月28日現在、公開買付者が本公開買付価格を変更する予定はございません。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

①本公開買付けの実施を決定するに至った経緯、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

その後、YAGEO 公開買付けに係る公開買付届出書の記載によれば、YAGEO グループは、YAGEO 公開買付けの開始日から起算して60営業日目にあたる同月1日を経過した2025年8月14日時点においてもなお、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得しておらず、かつ、外為法上の待機期間が、同年7月1日付で同年8月1日まで延長された後、同月1日付で同年9月1日まで再延長されています。外為法上の待機期間は原則として30日間とされており（外為法27条1項）、財務大臣及び事業所管大臣が外為法上の審査の対象となる取引について国家安全保障上の支障を来す等の事態が生じるおそれがある取引に該当しないか更に審査する必要があると認めるときは、その待機期間を届出を受理した日から最大で5か月まで延長できるとされていますが（同条3項及び6項）、実務上かかる待機期間の延長が行われる事例は稀であると公開買付者は認識しております。それにもかかわらず、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得については、YAGEO グループは2025年2月6日付で外為法上の届出を行った後に同年3月4日に取下げを行い、その後同年6月2日に2回目の届出を行ったものの、2回に亘り待機期間が延長されているという事態に陥っていることから、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の審査は、事実上、当初の届出が行われた日から6か月を超える長期間に亘って審査が行われていることとなります。このような外為法上の審査状況を踏まえると、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の承認取得の見通しは不透明と言わざるを得ず、YAGEO 公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じている状況にあると公開買付者は考えております。加えて、YAGEO グループからはその取得に向けた進捗状況やその確度に関する具体的な説明もないままこれまでの本公開買付価格を上回る買付価格でのYAGEO 公開買付けが継続しております。このような状況下において、対象者株主の皆様としては、実現可能性について重大な疑義が生じているYAGEO 公開買付けが継続しているがゆえに、本公開買付けへの応募を通じて対象者株式を売却することができない状態が続いていると考えられます。そこで、公開買付者としては、本公開買付けへの応募を通じた対象者株式の売却を希望する対象者株主の皆様に対して、このような現状から可能な限り早期に対象者株式を売却できる機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定いたしました。

(訂正後)

<前略>

その後、YAGEO 公開買付けに係る公開買付届出書の記載によれば、YAGEO グループは、YAGEO 公開買付けの開始日から起算して60営業日目にあたる同月1日を経過した2025年8月14日時点においてもなお、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得しておらず、かつ、外為法上の待機期間が、同年7月1日付で同年8月1日まで延長された後、同月1日付で同年9月1日まで再延長されています。外為法上の待機期間は原則として30日間とされており（外為法27条1項）、財務大臣及び事業所管大臣が外為法上の審査の対象となる取引について国家安全保障上の支障を来す等の事態が生じるおそれがある取引に該当しないか更に審査する必要があると認めるときは、その待機期間を届出を受理した日から最大で5か月まで延長できるとされていますが（同条3項及び6項）、実務上かかる待機期間の延長が行われる事例は稀であると公開買付者は認識しております。それにもかかわらず、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得については、YAGEO グループは2025年2月6日付で外為法上の届出を行った後に同年3月4日に取下げを行い、その後同年6月2日に2回目の届出を行ったものの、2回に亘り待機期間が延長されているという事態に陥っていることから、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の審査は、事実上、当初の届出が行われた日から6か月を超える長期間に亘って審査が行われていることとなります。このような外為法上の審査状況を踏まえると、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の承認取得の見通しは不透明と言わざるを得ず、YAGEO 公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じている状況にあると公開買付者は考えております。加えて、YAGEO グループからはその取得に向けた進捗状況やその確度に関する具体的な説明もないままこれまでの本公開買付価格を上回る買付価格でのYAGEO 公開買付けが継続しております。このような状況下において、対象者株主の皆様としては、実現可能性について重大な疑義が生じているYAGEO 公開買付けが継続しているがゆえに、本公開買付けへの応募を通じて対象者株式を売却することができない状態が続いていると考えられます。そこで、公開買付者としては、本公開買付けへの応募を通じた対象者株式の売却を希望する対象者株主の皆様に対して、このような現状から可能な限り早期に対象者株式を売却できる機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定いたしました。

その後、YAGEO Electronics Japan 合同会社は、YAGEO 公開買付価格を、2025年8月21日付で6,635円へと、2025年8月23日付で7,130円へと変更することを決定しており、2025年8月27日付で、外為法上の承認について、遅くとも同年9月10日までに取得

できる見込みである旨を公表しているところ、公開買付者は、2025年8月21日以降は本公開買付価格と YAGEO 公開買付価格が同額であるか否かという点につき、法第 27 条の 8 第 2 項に基づき、対象者株主の皆様に対する十分な情報提供を行うため、2025 年 8 月 28 日付で本訂正届出書を提出することといたしました。本訂正届出書の提出に伴い、令第 13 条第 2 項第 2 号イに基づき、2025 年 8 月 28 日付で、公開買付期間は、2025 年 9 月 11 日まで延長され、合計 91 営業日となっております。

なお、2025 年 8 月 28 日現在、公開買付者が本公開買付価格を変更する予定はございません。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を 81 営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した 2025 年 4 月 10 日の翌日から公開買付期間の末日である 2025 年 8 月 28 日までの期間は 95 営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様は本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025 年 2 月 5 日付 YAGEO 予告公表プレスリリースを通じて YAGEO 公開買付けの開始予定について公表された 2025 年 2 月 5 日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付期間の末日である 2025 年 8 月 28 日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容を YAGEO 公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付者以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を 91 営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した 2025 年 4 月 10 日の翌日から公開買付期間の末日である 2025 年 9 月 11 日までの期間は 105 営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様は本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025 年 2 月 5 日付 YAGEO 予告公表プレスリリースを通じて YAGEO 公開買付けの開始予定について公表された 2025 年 2 月 5 日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付期間の末日である 2025 年 9 月 11 日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容を YAGEO 公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付者以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

②届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

2025 年 5 月 2 日 (金曜日) から 2025 年 8 月 28 日 (木曜日) まで (81 営業日)

(訂正後)

2025 年 5 月 2 日 (金曜日) から 2025 年 9 月 11 日 (木曜日) まで (91 営業日)

(8) 決済の方法

②【決済の開始日】

(訂正前)

2025 年 9 月 4 日 (木曜日)

(訂正後)

2025 年 9 月 19 日 (金曜日)

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はそ

の一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者 (affiliate) (以下「関連者」といいます。) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人 (これらの関連者を含みます。) は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付け期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。